

小牧市告示第23号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定に基づき、次の都市計画を決定した。

なお、関係図書は、小牧市都市政策部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月17日

小牧市長 山下 史守朗

尾張都市計画下小針中島二丁目地区計画